

第一編 総則（第一条・第二条）	第二編 非訟事件の手続の通則
第一章 総則（第三条・第四条）	第二章 非訟事件に共通する手続
第二節 裁判所職員の除斥及び忌避（第十一条～第十五条）	第三節 当事者能力及び手続行為能力（第十六条～第十九条）
第三節 管轄（第五条～第十条）	第四節 参加（第二十条・第二十一条）
第四節 手続代理人及び補佐人（第二十二条～第二十五条）	第五節 手続費用の負担（第二十六条～第二十八条）
第五節 手続上の救助（第二十九条）	第六節 手続費用（第二十九条）
第六款 手続上の救助（第三十条～第四十条）	第七節 非訟事件の審理等（第三十一条～第三十四条）
第七節 檢察官に対する通知（第四十一條）	第八節 檢察官に対する通知（第四十二條）
第八節 電子情報処理組織による申立て等（第四十三条）	第九節 第一審裁判所における非訟事件の秘匿（第四十二条）
第九節 第二節 手続（第四十四条）	第十節 第一節 非訟事件の申立て（第四十三条）
第十節 第三節 手続（第四十五条～第四十八条）	第十一節 第二節 非訟事件の手続の期日（第四十九条～第五十三条）
第十一節 第四節 裁判（第五十四条～第六十二条）	第十二節 第三節 事実の調査及び証拠調べ（第四十九条～第五十三条）
第十二節 第五節 裁判によらない非訟事件の終了（第六十三条～第六十五条）	第十三節 第四節 不服申立て（第四十条）
第十三節 第一節 終局決定に対する不服申立て（第四条）	第十四節 第二節 特別抗告（第七十五条～第七十七条）
第十四節 第三款 許可抗告（第七十七条～第七十九条）	第十五節 第一款 即時抗告（第六十六条～第七十条）

<p>第二節 終局決定以外の裁判に対する不服申立て (第七十九条—第八十二条)</p> <p>第五章 再審 (第八十三条・第八十四条)</p> <p>第三編 民事非訟事件</p>	<p>第一章 共有に関する事件 (第八十五条—第八十八条)</p> <p>第二章 土地等の管理に関する事件 (第九十一条—八十九条)</p> <p>第三章 供託等に関する事件 (第九十三条—第九十八条)</p> <p>第四章 公示催告事件</p> <p>第一編 通則 (第九十九条 第百一十三条)</p> <p>第二章 有価証券無効宣言公示催告事件 (第一百四十四条—第一百八十八条)</p> <p>第五章 過料事件 (第一百一十九条—第一百二十二条)</p>
<p>附則</p> <p>第一編 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第二編 非訟事件の手続の通則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(第一編の適用範囲)</p>	<p>第一条 この法律は、非訟事件の手続についての通則を定めるとともに、民事非訟事件、公示催告事件及び過料事件の手続を定めるものとする。</p> <p>(最高裁判所規則)</p> <p>第二条 この法律に定めるもののほか、非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p> <p>(裁判所及び当事者の責務)</p> <p>第四条 裁判所は、非訟事件の手続が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実に非訟事件の手続を行ななければならぬ。</p> <p>(裁判所の管轄)</p> <p>(管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所)</p> <p>第五条 非訟事件は、管轄が人の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときはその居所地を管轄する裁判所の管轄に属し、日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときはその最後の住所地を管轄する裁判所の管轄に属する。</p>
<p>第二章 非訟事件に共通する手続</p> <p>第一節 管轄</p>	

2
3 非訟事件は、管轄が外国の社団又は財團の住所地により定まる場合には、日本における裁判所の管轄に属する。
4 第六条 この法律の他の規定又は他の法令の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、非訟事件は、先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した裁判所が管轄する。ただし、その裁判所は、非訟事件の手続が遅滞することを避けるため必要があると認めるときは他の相手と認めるとときは、申立てにより又は職権で、非訟事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
5 第七条 裁判所の管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行なうことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。
6 第八条 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。
7 前二項の規定により管轄裁判所を定める裁判に対する申立ては、不服を申し立てることができない。
8 第一項又は第二項の申立てを却下する裁判に対する申立ては、即時抗告をすることができる。
9 第九条 裁判所の管轄は、非訟事件の申立てがあつた時又は裁判所が職権で非訟事件の手続を開始した時を標準として定める。
（管轄の標準時）
（管轄裁判所の特例）
第八条 この法律の他の規定又は他の法令の規定により非訟事件の管轄が定まらないときは、その非訟事件は、裁判を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

(移送等に関する民事訴訟法の準用等)

第十一条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第十六条(第二項ただし書を除く。)、第十八条、第二十一条及び第二十二条の規定は、非訴訟事件の移送等について準用する。

2 非訴訟事件の移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二節 裁判所職員の除斥及び忌避

(裁判官の除斥)

第十二条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行ふことを妨げない。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者(終局決定(申立てを却下する終局決定を除く。)がされた場合において、その裁判を受ける者となる者をいう。以下同じ。)であるとき、又は事件についてこれらの者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

二 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となつたとき、又は審問を受けることとなつたとき。

五 裁判官が事件について当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

(裁判官の忌避)

第十二条 裁判官について裁判の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

2 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することとする。

とができない。ただし、忌避の原因があることを知らないかったときは、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の裁判及び手続の停止)

第十三条 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。

2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体でする。

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

6 前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、忌避された受命裁判官等(受命裁判官、受託裁判官又は非訟事件を取り扱う地方裁判所の一人の裁判官若しくは簡易裁判所の裁判官をいう。次条第三項ただし書において同じ。)がすることができる。

7 第五項の裁判をした場合には、第四項本文の規定にかかるわらず、非訟事件の手続は停止しない。

8 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

9 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第十四条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、第十一条、第十二条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた非訟事件に関与することができない。

ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

(受命裁判官又は受託裁判官にあっては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。)がすることができる。

(専門委員の除斥及び忌避)

第十五条 非訟事件の手続における専門委員の除斥及び忌避については、第十一条、第十二条、第十三条第八項及び第九項並びに前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「前項において準用する前条第五項各号」とあるのは、「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

第十六条 当事者能力、非訟事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という。)をすることができる能力(以下この項及び第七十一条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する)、手続行為を欠く者の法定代理及び手続行為を为するのに必要な授権については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。

2 被保佐人、被補助人(手続行為をすることに限る。次項において同じ。)又は後見人その他の法定代理人が他の者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他他の授権を要しない。職権により手続が開始された場合についても、同様とする。

3 代理人が次に掲げる手続行為をするには、特別の授権がなければならない。

一 非訟事件の申立ての取下げ又は和解

二 終局決定に対する抗告若しくは異議又は代理人の選任

3 前項の規定は、第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、この限りでない。

4 前項の規定は、第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、この限りでない。

5 第一項又は第二項の規定により非訟事件の手続に参加した者(以下「利害関係参加人」とい

う。)は、当事者がすることができる手続行為(非訟事件の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。)をすることがができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の所属する裁判所がする。た

だし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等(受命裁判官又は受託裁判官にあっては、当該

裁判官の手續に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。)がすることがで

きる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てにつ

いては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定又は他の法令の規定によりすることができる場合に限

る。

人が代理権を行なうことができない場合において、非訟事件の手続が遅延することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて同一の授權がなければならぬ。

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができます。

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の抗告をすることができる。

5 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(法定代理権の消滅の通知)

第十七条 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。

2 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授权がなければならぬ。

3 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて同一の授權がなければならぬ。

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の抗告をすることができる。

(手続代理人の資格)

第十八条 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。

2 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授权がなければならぬ。

3 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて同一の授權がなければならぬ。

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の抗告をすることができる。

(手続代理人の範囲)

第十九条 法人の代表者及び法人でない社団又は財團で当事者能力を有するものの代表者又は代理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

2 法人の代表者等への準用

(法人の代表者等への準用)

第二十条 法人の代表者及び法人でない社団又は財團で当事者能力を有するものの代表者又は代理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

2 法人の代表者等への準用

(当事者参加)

第二十一条 当事者となる資格を有する者は、当事者として非訟事件の手続に参加することができない。

2 前項の規定による参加(次項において「当事者参加」という。)の申出は、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

3 当事者参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(利害関係参加)

第二十二条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることはできる。

2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十三条 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する手続代理人の代理権は、制限することができる。

2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

3 前号の抗告・異議又は申立ての取下げ又は和解

2 手続代理人の代理権は、制限することができる。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。

3 前号の抗告・異議又は申立ての取下げ

4 代理人の選任

2 手続代理人の代理権は、制限することができる。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。

3 前号の抗告・異議又は申立ての取下げ

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

(法定代理の規定及び民事訴訟法の準用)

第二十四条 第十八条並びに民事訴訟法第三十四条(第三項を除く。)及び第五十六条から第五十八条まで(同条第三項を除く。)の規定は、

(補佐人)

非訟事件の手続における補佐人について、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

第六節 手続費用

第一款 手續費用の負担

(手続費用の負担)

第二十六条 非訟事件の手続の費用（以下「手続費用」という。）は、特別の定めがある場合を除き、各自の負担とする。

裁判所は、事情により、この法律の他の規定（次項を除く。）又は他の法令の規定によれば当事者、利害関係参加人その他の関係人がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であつて次に掲げるものに負担させることができる。

- 一 当事者又は利害関係参加人
- 二 前号に掲げる者以外の裁判を受ける者となるべき者
- 三 前号に掲げる者に準ずる者であつて、その裁判により直接に利益を受けるもの

前二項又は他の法令の規定によれば法務大臣又は検察官が負担すべき手續費用は、国庫の負担とする。

(手続費用の立替え)

第二十七条 事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他の非訟事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる。（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）

第二十八条 民事訴訟法第六十一条から第七十四条までの規定（裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に関する部分を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「非訟事件手続法（平成二十一年法律第五十一号）第二十条第一項若しくは第二十一条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」とする。

前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十二条後段において準用する同法第七十三条第四項（前項において準用する場合は、当事者又は第三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。）

第二款 手續上の救助

第一款 手續上の救助

(手續上の救助)

第二十九条 非訟事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に對しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判

をすることができる。ただし、救助を求める者が不當な目的で非訟事件の申立てその他の手續行為をしていることが明らかなときは、この限りでない。

民事訴訟法第八十二条第二項及び第八十三条三号を除く。）の規定は、手續上の救助について準用する。この場合において、同法第八十四条から第八十六条まで（同法第八十三条第一項第二号を除く。）の規定は、手續上の救助について準用する。この場合において、同法第八十四条第三項「第八十二条第一項本文」とあるのは、「非訟事件手續法第二十九条第一項本文」と読み替えるものとする。

(手續の非公開)

第三十条 非訟事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(調書の作成等)

第三十一条 裁判所書記官は、非訟事件の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明瞭にすることをもって、これに代えることができる。（記録の閲覧等）

当事者又は利害関係を疎明した第三者者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは賃写、その正本、賃本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（百二十条において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

(専門委員)

第三十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは賃写、その正本、賃本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（百二十条において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

(専門委員)

前項の規定は、非訟事件の記録中の録音データ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に對し、これらの物の複製を請求することができる。

裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合においては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるとときを除き、これを許可しなければならない。

を述べさせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他の非訟事件の手続の期日に出頭した者に對し直接に問い合わせをすることができる。

民事訴訟法第九十二条の五の規定は、第一項の規定により非訟事件の手続に関与させる専門委員の指定及び任免等について準用する。この場合において、同条第二項中「第九十二条の二」とあるのは、「非訟事件手續法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

受命裁判官又は受託裁判官が第一項の手続を行ふ場合には、同項から第四項までの規定及び前項において準用する民事訴訟法第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、証拠調べの期日における手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる裁判、その裁判の取消し及び専門委員の指定は、非訟事件が係属している裁判所がする。

民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができる。

裁判所は、専門委員の意見は、裁判長が書面により又は当事者が立ち会うことができる非訟事件の手続の期日において口頭で述べさせなければならない。

この場合において、専門委員の意見は、裁判所は、当事者の意見を聽いて、前項の規定による専門委員を関与させる裁判を取り消すことができる。

裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。

(手續の併合等)

第三十四条 非訟事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。

非訟事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができます。

非訟事件の手続の期日の変更是、顕著な事由がある場合に限り、することができる。

裁判所は、当事者の意見は、裁判長が書面により又は当事者が立ち会うことができる非訟事件の手続の期日において口頭で述べさせなければならない。

この場合において、専門委員の意見は、裁判所は、当事者の意見を聽いて、前項の規定による専門委員を関与させる裁判を取り消すことができる。

裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。

(手續の併合等)

第三十五条 裁判所は、非訟事件の手続を併合し、又は分離することができる。

裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。

裁判所は、当事者を異にする非訟事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかつた当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他の相当と認めるときは、当事者の意見を聽いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、専門委員に第一項の意見を

（法令により手続を続行すべき者による受継）事由によつて非訟事件の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならぬ。

続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(証拠調べ)

非訟事件の手続における証拠調べについて、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第百七十九条、第八十二条、第一百八十七条から第一百八十九条まで、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第四項の規定を除く。）を準用する。

前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。

当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁判所は、二十万円以下の過料に処する。

二 第一項において準用する民事訴訟法第二百三十三条第一項（同法第二百三十一條において準用する場合を含む。）の規定による提出の命令に従わないとき、又は正当な理由なく第一項において準用する同法第二百三十二条第一項において準用する同法第二百二十三条规定による提示の命令に従わないとき。

二 書証を妨げる目的で第一項において準用する民事訴訟法第二百二十条（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定により提出の義務がある文書（同法第二百三十一条において準用する文書（同法第二百二十三条规定による提示の命令に従わないとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようとしたとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができるが、その他の各号のいずれかに該当するときは、裁判所は、十円以下以下の過料に処する。）に用することができないようにしたとき。

二 正当な理由なく第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項（同法第二百三十一條において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条规定による提出の命令に従わないとき。

二 対照の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ、その他これを使用することができないようとしたとき。

三 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第三項（同法第二百三十一條において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条规定による提出の命令に従わないとき。

二 第一項において準用する民事訴訟法の規定によることを命ずることができる。

二 第一項において準用する民事訴訟法第二百三十二条第一項（同法第二百三十一條において準用する場合を含む。）の規定による提出の命令に従わないとき。

二 第一項において準用する民事訴訟法第二百三十三条第一項（同法第二百三十一條において準用する場合を含む。）の規定による提出の命令に従わないとき。

て準用する場合を含む。）の規定による決定に正当な理由なく従わないとき、又は当該決定に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき。

裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、非訟事件の手続の期日に出頭することを命ずることができる。

民事訴訟法第一百九十二条から第一百九十四条までの規定は、終局決定について準用する。

当事者が正当な理由なく出頭しない場合には、その条に規定するもののほか、証拠調べにおける過料についての裁判に関しては、第五編の規定（第一百十九条の規定並びに第二百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。）を準用する。

この条に規定するもののか、証拠調べにおける過料についての裁判に関しては、第五編の規定（第一百十九条の規定並びに第二百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。）を準用する。

裁判所は、正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。

この条に規定するもののほか、証拠調べにおける過料についての裁判に関しては、第五編の規定（第一百十九条の規定並びに第二百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。）を準用する。

出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合には、中間決定をすることが拒んだ場合には、中間決定をすることができる。

裁判所は、正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合には、中間決定をすることができる。

この条に規定するもののほか、証拠調べにおける過料についての裁判に関しては、第五編の規定（第一百十九条の規定並びに第二百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。）を準用する。

裁判所は、正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合には、中間決定をすることができる。

ができない決定については、非訟事件の申立て又は調査に主文を記載することをもって、裁判書の作成に代えることができる。

終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 理由の要旨

三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

（更正決定）

第五十四条 裁判所は、非訟事件の手続においては、決定で、裁判をする。

（裁判の方式）

第五十五条 裁判所は、非訟事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。

（終局決定）

第五十六条 裁判所は、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に對し、相當と認める方法で告知しなければならない。

（終局決定の告知及び効力の発生等）

第五十七条 裁判所は、終局決定をした後、その終局決定が確定した日から五年を経過したと認めるとときは、次に掲げる決定を除き、手続の併合を命じた数個の非訟事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。

（終局決定の取消し又は変更）

第五十九条 裁判所は、終局決定をした後、その終局決定が確定した日から五年を経過したと認めるとときは、次に掲げる決定を除き、手続の併合を命じた数個の非訟事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。

（終局決定の取消し又は変更）

第六十条 民事訴訟法第二百四十七条、第二百五十六条第一項及び第二百五十八条（第二項後段を除く。）の規定は、終局決定について準用する。

この場合において、同法第二百五十六条第一項中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が確定した日から五年を経過した」とあるのは、「終局決定が確定した日から五年を経過した」とある。

この場合において、同法第二百五十六条第一項中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が確定した日から五年を経過した」とあるのは、「終局決定が確定した日から五年を経過した」とある。

（中間決定）

第六十一条 裁判所は、終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる。

（終局決定以外の裁判）

第六十二条 終局決定以外の非訟事件に関する裁判については、特別の定めがある場合を取り除き、第五十五条から第六十条まで（第五十七条第一項及び第五十九条第三項を除く。）の規定を準用する。

（終局決定以外の裁判）

第六十三条 非訟事件の手続の指揮に関する裁判については、特別の定めがある場合を取り除き、第五十五条から第六十条まで（第五十七条第一項及び第五十九条第三項を除く。）の規定を準用する。

（終局決定以外の裁判）

第六十四条 非訟事件の申立ては、いつでも取り消すことができる。

（終局決定以外の裁判）

第六十五条 非訟事件の申立て人は、終局決定が確定するまで、申立ての全部又は一部を取り下げることができ。この場合において、終局決定がされた後は、裁判所の許可を得なければならぬ。

（終局決定以外の裁判）

第六十六条 非訟事件の申立て人は、終局決定が確定するまで、申立ての全部又は一部を取り下げなければならない。

（終局決定以外の裁判）

第六十七条 非訟事件の申立ては、いつでも取り消すことができる。

（終局決定以外の裁判）

第六十八条 非訟事件の申立ては、いつでも取り消すことができる。

（終局決定以外の裁判）

第六十九条 非訟事件の申立ては、いつでも取り消すことができる。

（終局決定以外の裁判）

第六十条 非訟事件の申立ては、いつでも取り消すことができる。

（終局決定に関する民事訴訟法の準用）

（終局決定）

（終局決定に関する民事訴訟法の準用）

（終局決定）

(和解)

第六十五条 非訟事件における和解については、民事訴訟法第八十九条、第二百六十四条及び二百六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十四条及び第二百六十五条の規定を準用する。この場合において、「口頭弁論等」とあるのは、「非訟事件の手続」と読み替えるものとする。和解を調書に記載したときは、その記載は、確定した終局決定と同一の効力を有する。

第四章 不服申立て

第一節 終局決定に対する不服申立て

第一款 即時抗告

(即時抗告をすることができる裁判)

第六十六条 終局決定により権利又は法律上保護される利益を害された者は、その決定に対し、即時抗告をすることができる。

2 申立てを却下した終局決定に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができる。

3 手続費用の負担の裁判に対し、独立して即時抗告をすることができない。

(即時抗告期間)

第六十七条 終局決定に対する即時抗告は、二週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 即時抗告の期間は、即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者でない場合には、申立人の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。

3 前項の期間は、即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者でない場合には、申立人の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。

(即時抗告の提出方式等)

第六十八条 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

2 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

2 原決定の表示及びその決定に対して即時抗告をする旨

3 即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、これを却下しなければならない。

4 前項の規定による終局決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

第六十九条 終局決定に対する即時抗告があつたときは、抗告裁判所は、原審における当事者及び利害関係参加人(抗告人を除く。)に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。ただし、その即時抗告が不適法であるとき、又は即時抗告に理由がないことが明らかなときは、この限りでない。

2 裁判長は、前項の規定により抗告状の写しを送付するための費用の予納を相当の期間を定め抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。

3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(陳述の聴取)

第七十条 抗告裁判所は、原審における当事者及び他の裁判を受ける者(抗告人を除く。)の陳述を聴かなければ、原裁判所の終局決定を取り消すことができない。

(原裁判所による更正)

第七十一条 原裁判所は、終局決定に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その決定を更正しなければならない。

(原裁判所の執行停止)

第七十二条 終局決定に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、次に掲げる事由を理由とするときに限り、更に即時抗告をすることができる。ただし、第5号に掲げる事由については、手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な権限を有するに至った本人、法定代理人又は手続代理人による追認があったときは、この限りでない。

一 終局決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。

二 法律に従つて裁判所を構成しなかつたこと。

三 法律により終局決定に関与することができない裁判官が終局決定に関与したこと。

四 専属管轄に関する規定に違反したこと。

五 法定代理権、手続代理人の代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授権を欠いたこと。

六 終局決定にこの法律又は他の法令で記載すべきものと定められた理由若しくはその要旨を付せず、又は理由若しくはその要旨に食い違があること。

(第一審の手続の規定及び民事訴訟法の準用)

第七十三条 終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、前章の規定(第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の規定を除く。)を準用する。この場合において、第五十九条第一項第二号中「即時抗告」とあるのは、「第一審裁判所の終局決定であるとした場合に即時抗告」と読み替えるものとする。

第七十四条 抗告裁判所の終局決定(その決定が第一審裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものに限る。)に対しては、その決定を更正しなければならない。

(再抗告)

第七十五条 原裁判所は、終局決定に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その決定を更正しなければならない。

(原裁判所による更正)

第七十六条 終局決定に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、次に掲げる事由を理由とするときに限り、更に即時抗告をすることができる。ただし、第5号に掲げる事由については、手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な権限を有するに至った本人、法定代理人又は手続代理人による追認があったときは、この限りでない。

一 終局決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。

二 法律に従つて裁判所を構成しなかつたこと。

三 法律により終局決定に関与することができない裁判官が終局決定に関与したこと。

四 専属管轄に関する規定に違反したこと。

五 法定代理権、手続代理人の代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授権を欠いたこと。

六 終局決定にこの法律又は他の法令で記載すべきものと定められた理由若しくはその要旨を付せず、又は理由若しくはその要旨に食い違があること。

(終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法の違反があること)

2 前項の即時抗告(以下この条及び第七十七条第一項において「再抗告」という。)が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された再抗告の理由についてのみ調査をする。

3 民事訴訟法第三百四十四条第二項、第三百五十五条、第三百六十六条(第一項第一号を除く。)、第三百二十二条第一項、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十五条第一項前段、第三项後段及び第四項並びに第三百二十六条の規定は、再抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百三十一条第一項、第三百二十二条、第三百三十二条、第三百三十三条第一項、第三百三十三条、第三百三十三条第一項、第三百三十三条第一項及び第二百六十三条第一項、第三百三十三条第一項及び第六十四条第一項、同法第三百三十三条第二項及び第六十四条第一項、同法第三百三十三条第五項中「第一百八十九条」とあるのは「非訟事件手続法第二百二十二条第一項中「第二百六十二条第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十二条第一項及び第二百六十二条第一項」を除く。」とあるのは「非訟事件手続法第二百二十二条第一項及び第二百二十二条第一項」を除く。」とあるのは「非訟事件手続法第二百二十二条第一項」を除く。」と、同法第三百三十三条第一項又は第二項」とあるのは「非訟事件手続法第六十八条第六項」と、同法第三百三十三条第一項において準用する第三百二十二条第一項」と、同法第三百三十三条第一項中「対しては」とあるのは「対しては、一週間の不变期間内に」と、同法第三百三十三条第一項中「前条において準用する第二百八十四条第二項中「前条において準用する第二百八十四条第二項」を除く。」とあるのは「非訟事件手続法第六十八条第六項」と、同法第三百三十三条第一項中「前二条」とあるのは「非訟事件手続法第六十八条第六項」と、同法第三百三十三条第一項中「前項」とあるのは「非訟事件手続法第七十四条第一項」と、同法第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

2 前項の即時抗告(以下この条及び第七十七条第一項において「再抗告」という。)が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をする。

3 前項の抗告(以下この条及び次条において「特別抗告」という。)が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をする。

2 前項の抗告(以下この条及び次条において「特別抗告」という。)が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をする。

三百二十二条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第三百二十六条及び第三百三十六条第二項の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十四条第二項中「前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第二項」とあるのは、「非訟事件手続法第七十六条第一項において準用する同法第六十八条第六項」と、同法第三百六十六条第二項中「対しては」とあるのは、「対しては、一週間の不变期間内」と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは、「非訟事件手続法第七十五条第二項の規定及び同法第七十六条第二項において準用する第三百二十二条第一項」と、同法第三百五十五条第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは、「非訟事件手続法第七十五条第一項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは、「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第三款 許可抗告

(許可抗告をすることができる裁判等)
第七十七条 高等裁判所の終局決定(再抗告及び次項の申立てについての決定を除く)に対しても、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したとき限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の決定であるとしたときに限り、最高裁判所は、同項の終局決定についての抗告を許可しなければならない。

前項の高等裁判所は、同項の終局決定について、最高裁判所の判例(これがない場合においては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

前項の申立てにおいては、第七十五条第一項に規定する事由を理由とはできない。

第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告(以下この条及び次条第一項において「許可抗告」という。)があつたものとな

なす。

許可抗告が係属する抗告裁判所は、第二項の規定による許可の申立てに係

る理由書に記載された許可抗告の理由についてのみ調査をする。

許可抗告が係属する抗告裁判所は、終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がないときは、原決定を棄棄することができる。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第七十八条 第一款の規定(第六十六条、第六十一条第一項、第六十八条第四項及び第五項、第六十九条第三項、第七十七条及び第七十四条の規定を除く。)は、許可抗告及びその抗告審に關する手続について準用する。この場合において、これらの規定中「抗告状」とあるのは、「第七十七条第二項の規定による許可の申立て書」と、第六十七条第二項及び第三項、第六十八条第一項並びに第七十二条第一項本文中「即時抗告」とあり、及び第六十八条第六項中「即時抗告の提起」とあるのは、「第七十七条第二項の申立て」と、第七十二条第一項ただし書並びに第七十三条第一項前段及び第二項中「即時抗告」とあるのは、「許可抗告」と読み替えるものとする。

(即時抗告期間)

第八十条 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する不服がある当事者は、非訟事件が係属している裁判所に異議の申立てをしてすることができる。

ただし、その裁判が非訟事件が係属してい

る裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告を

することができるものであるときにつきに限る。

最高裁判所又は高等裁判所に非訟事件が係属

している場合における第一項の規定の適用につ

いては、同項ただし書中「非訟事件が係属してい

る裁判所」とあるのは、「地方裁判所」とす

る。

(即時抗告期間)

第八十一条 終局決定以外の裁判に対する即時抗告は、一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

(終局決定に対する不服申立ての規定の準用)

第八十二条 前節の規定(第六十六条第一項及び第六十七条第一項並びに第六十九条及び第七十条(これらの規定を第七十六条第一項及び第七十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。

(再審)

第八十三条 確定した終局決定その他の裁判(事

件を完結するものに限る。第五項において同じ。)に対しては、再審の申立てをすることが

できる。

再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における非訟事件の手続に関する規定を準用する。

(再審)

第八十四条 裁判所は、前条第一項の再審の申立

てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上

の点につき説明があり、かつ、執行により償う

ことができない損害が生ずるおそれがあること

につき説明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせ

て既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

(執行停止の裁判)

第八十五条 裁判所は、前条第一項の再審の申立

てがあつた場合において、不服の理由として主

張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上

の点につき説明があり、かつ、執行により償う

ことができない損害が生ずるおそれがあること

につき説明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制

執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせ

て既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

(再審)

第八十六条 次に掲げる裁判に係る事件は、當該

裁判に係る共有物又は民法(明治二十九年法律

第八十九号)第二百六十四条に規定する数人で

所有権以外の財産権を有する場合における當該

事件(以下この条において単に「共有物」と

いう。)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄

に属する。

一 民法第二百五十二条第二項、第二百五十二

条第二項第一号及び第二百五十二条の二第二

項(これらの規定を同法第二百六十四条にお

いて準用する場合を含む。)の規定による裁

判

二 民法第二百五十二条第二項第二号(同法第

二百六十四条において準用する場合を含む。

第三項において同じ。)の規定による裁判

前項第一号の裁判については、裁判所が次に

掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、することができない。

の場合はにおいて、同号の期間は、一箇月を下つ

てはならない。

一 当該共有物について前項第一号の裁判の申

立てがあつたこと。

二 前項において準用する民事訴訟法第三百四十

六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告

は、執行停止の効力を有する。

(不服申立ての対象)

第七十九条 終局決定以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。

前項において準用する民事訴訟法第三百四十

六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告

は、執行停止の効力を有する。

前項において準用する民事訴訟法第三百四十

二 裁判所が前項第一号の裁判をすることにつけ
て異議があるときは、当該他の共有者等
(民法第二百五十二条第二項(同法第二百六
十四条において準用する場合を含む。)に規
定する当該他の共有者、同法第二百五十二条
第二項第一号(同法第二百六十四条において
準用する場合を含む。)に規定する他の共有
者又は同法第二百五十二条の二第二項(同法
第二百六十四条において準用する場合を含
む。)に規定する当該共有者をいう。第六項
において同じ。)は一定の期間内にその旨の
届出をすべきこと。

三 前号の届出がないときは、前項第一号の裁
判がされること。

第一項第二号の裁判については、裁判所が次
に掲げる事項を当該他の共有者(民法第二百五
十二条第二項第二号に規定する当該他の共有者
をいう。以下この項及び次項において同じ。)
に通知し、かつ、第二号の期間が経過した後で
なければ、することができない。この場合にお
いて、同号の期間は、一箇月を下つてはならな
い。

一 当該共有物について第一項第二号の裁判の
申立てがあつたこと。

二 当該他の共有者は裁判所に対し一定の期間
内に共有物の管理に関する事項を決すること
について賛否を明らかにすべきこと。

三 前号の期間内に当該他の共有者が裁判所に
対し共有物の管理に関する事項を決すること
について賛否を明らかにしないときは、第一
項第二号の裁判がされること。

前項第二号の期間内に裁判所に対し共有物の
管理に関する事項を決することについて賛否を
明らかにした当該他の共有者があるときは、裁
判所は、その者に係る第一項第二号の裁判をす
ることができるない。

第一項各号の裁判は、確定しなければその効
力を生じない。

第一項第一号の裁判は、当該他の共有者等に
(共有物分割の証書の保存者の指定)

第八十六条 民法第二百六十二条第三項の規定に
よる証書の保存者の指定の事件は、共有物の分
割がされた地を管轄する地方裁判所の管轄に属
する。

裁判所は、前項の指定の裁判をするには、分
割者(申立人を除く。)の陳述を聽かなければ
する。

3 第二項の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
(所在等不明共有者の持分の取得)

4 裁判所が前項の裁判をする場合における手続費用は、分割者の全員が等しい割合で負担する。

2 第八十七条 所在等不明共有者の持分の取得の裁判(民法第二百六十二条の二第一項(同条第五項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。)の規定による所在等不明共有者の持分の取得の裁判をいう。以下この条において同じ。)に係る事件は、当該裁判に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

1 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号、第三号及び第五号の期間が経過した後でなければ、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることができない。この場合において、第二号、第三号及び第五号の期間は、いずれも三箇月を下つてはならない。

一 所在等不明共有者(民法第二百六十二条の二第一項に規定する所在等不明共有者をいいう。以下この条において同じ。)の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあつたこと。

二 裁判所が所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、所在等不明共有者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 民法第二百六十二条の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の異議の届出は、一定の期間内にすべきこと。

四 前二号の届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされること。

五 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあつた所在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者が所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをするときは、一定の期間内にその申立てをすべきこと。

裁判所は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、登記簿上その氏名又は名称が判明している共有者に対し、同項各号(第二号を除く。)の規定により公告した事項を通知しなければならない。この通知は、通知を受ける者の登記簿上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。

4 裁判所は、第二項第三号の異議の届出が同号の期間を経過した後にされたときは、当該届出

5 裁判所は、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をするには、申立人に対して、一定の期間内に、所在等不明共有者のために、裁判所が定める額の金銭を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならない。

6 裁判所は、前項の規定による決定をした後所以在等不明共有者の持分の取得の裁判をするまでの間に、事情の変更により同項の規定による決定で定めた額を不当と認めるに至ったときは、同項の規定により供託すべき金銭の額を変更しなければならない。

7 前二項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

8 裁判所は、申立人が第五項の規定による決定に従わないとときは、その申立人の申立てを却下しなければならない。

9 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、確定しなければならない。

10 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、所在等不明共有者に告知することを要しない。

11 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てを受けた裁判所が第二項の規定による公告をした場合において、その申立てがあつた所在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者が同項第五号の期間が経過した後に所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てを却下しなければならない。

(所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与)

第八十八条 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判(民法第二百六十二条の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判をいう。第三項において同じ。)に係る事件は、当該裁判に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第二項第一号、第二号及び第四号並びに第五項から第十項までの規定は、前項の事件について準用する。

3 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の効力が生じた後(箇月以内にその裁判により付与された権限に基づく所在等不明共

（検察官の不関与）

第八十九条 第四十条の規定は、この章の規定による非訟事件の手続には、適用しない。

第二章 土地等の管理に関する事件

第九十条 民法第二編第三章第四節の規定による非訟事件は、裁判を求める事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

1 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、所有者不明土地管理命令（民法第二百六十四条の二第一項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この条において同じ。）をすることができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下つてはならない。

2 所有者不明土地管理命令の申立てがその対象となるべき土地又は共有持分についてあつたこと。

3 所有者不明土地管理命令をすることについて異議があるときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

4 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令がされること。

5 裁判所は、民法第二百六十四条の三第一項の十四条の六第二項の許可の申立てをする場合は、その許可を求める理由を疎明しなければならない。

6 民法第二百六十四条の三第一項の規定による解任の裁判又は同法第二百六十四条の七第一項の規定による費用若しくは報酬の額を定める裁判をする場合には、所有者不明土地管理人（同法第二百六十四条の二第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下この条において同じ。）の陳述を聽かなければならぬ。

7 次に掲げる裁判には、理由を付さなければならぬ。

8 所有者不明土地管理命令の申立てを却下す

務の履行地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
2 裁判所は、前項の指定及び選任の裁判をするには、債権者の陳述を聴かなければならぬ。
3 裁判所は、前項の規定により選任した保管者を改任することができる。この場合においては、債権者及び弁済者の陳述を聴かなければならない。
4 裁判所が第二項の裁判又は前項の規定による改任の裁判をする場合における手続費用は、債権者の負担とする。
5 民法第六百五十八条第一項及び第二項、第六百五十九条から第六百六十一条まで並びに第六百六十四条の規定は、第二項の規定により選任し、又は第三項の規定により改任された保管者について準用する。

(競売代価の供託の許可)
第九十五条 民法第四百九十七条の裁判所の許可の事件については、前条第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。
2 裁判所が前項の鑑定人の選任の裁判をする場合における手続費用は、買主の負担とする。
第九十六条 民法第五百八十二条の規定による鑑定人の選任の事件は、不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
(検察官の不関与)

第九十七条 第四十条の規定は、この章の規定による非訟事件の手続には、適用しない。(不服申立ての制限)
第一百一章 通則
(公示催告の申立て)
第一百条 公示催告手続 (公示催告によって当該公示催告に係る権利につき失権の効力を生じさせたための一連の手続をいう。以下この章において同じ。) に係る事件 (第一百十二条において)
(管轄裁判所)

2 前項の決定に対しても、申立人に限り、即時抗告をすることができる。
第一百零九条 裁判上の公示催告で権利の届出を催告するためのもの (以下この編において「公示催告」という。) の申立ては、法令にその届出をしないときは、当該権利につき失権の効力を生ずる旨の定めがある場合に限り、することができる。
第一編 公示催告事件
第一章 通則
(公示催告の申立て)
第一百零九条 裁判上の公示催告で権利の届出を催告するためのもの (以下この編において「公示催告」という。) の申立ては、法令にその届出をしないときは、当該権利につき失権の効力を生ずる旨の定めがある場合に限り、することができる。
(管轄裁判所)
第一百条 公示催告手続 (公示催告によって当該公示催告に係る権利につき失権の効力を生じさせたための一連の手続をいう。以下この章において同じ。) に係る事件 (第一百十二条において)
(管轄裁判所)

「公示催告事件」という。) は、公示催告に係る権利を有する者の普通裁判籍の所在地又は当該公示催告に係る権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。ただし、当該権利が登記又は登録に係るものであるときは、登記又は登録をすべき地を管轄する簡易裁判所もこれを管轄する。

(公示催告手続開始の決定等)

第一百一条 裁判所は、公示催告の申立てが適法であり、かつ、理由があると認めるときは、公示催告手続開始の決定をするとともに、次に掲げる事項を内容とする公示催告をする旨の決定

(第百十三条第二項において「公示催告決定」という。) をしなければならない。

一 申立人の表示

二 権利の届出の終期の指定

三 前号に規定する権利の届出の終期までに当該権利を届け出るべき旨の催告

四 前号に掲げる催告に応じて権利の届出をしないことにより生ずべき失権の効力の表示

(公示催告についての公告)

第一百二条 公示催告についての公告は、前条に規定する公示催告の内容を、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、官報に掲載する方法によつてする。

2 裁判所は、相当と認めるときは、申立人に対し、前項に規定する方法に加えて、前条に規定する公示催告の内容を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告すべき旨を命ずることができる。

(公示催告の期間)

第一百三条 前条第一項の規定により公示催告を官報に掲載した日から権利の届出の終期までの期間は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、二月を下つてはならない。

(公示催告手続き終了の決定)

2 前項の決定に対しても、申立人に限り、即時抗告をすることができる。

第一百四条 公示催告手続開始の決定後第六百六条第一項から第四項までの規定による除権決定がされるまでの間において、公示催告の申立てが不能なときは、裁判所は、公示催告手続終了の決定をしなければならない。

3 判決をしなければならない。

2 前項の決定に対しても、申立人に限り、即時抗告をすることができる。

第一百五条 裁判所は、権利の届出の終期の経過後においても、必要があると認めるときは、公示

催告をすることができる。

(審理終結日)

「公示催告事件」という。) は、公示催告に係る権利を有する者の普通裁判籍の所在地又は当該

公示催告に係る権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。ただし、当該権利があつたときは、留保決定をしないで、除権決定をしなければならない。

2 権利の届出の終期までに申立人が立会うことができるとして主張した権利を争う旨の申述 (以下この章において「権利を争う旨の申述」という。) の編において「権利を争う旨の申述」という。) を定めなければならない。

3 権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる審理終結日を定めなければならない。

4 権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができるとして主張した権利を争う旨の申述は、その権利を争う旨の申述と同一の権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる。

5 前二項の規定により審理終結日が定められたときは、権利の届出の終期の経過後においても、権利の届出又は権利を争う旨の申述は、その権利を争う旨の申述と同一の権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる。

6 前二項の規定により審理終結日が定められたときは、権利の届出の終期の経過後においても、権利の届出又は権利を争う旨の申述は、その権利を争う旨の申述と同一の権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる。

7 前項の即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

(除権決定等の公告)

第一百六条 権利の届出の終期 (前条第一項又は第二項の規定により審理終結日が定められた場合にあつては、審理終結日。以下この条において同じ。) までに適合法的な権利の届出又は権利を争う旨の申述がないときは、裁判所は、第百四条第一項の規定により審理終結日が定められた場合にあつては、審理終結日。以下この条において同じ。) までに適合法的な権利の届出又は権利を争う旨の申述がないときは、裁判所は、第百四条第一項の規定により審理終結日が定められた場合にあつては、審理終結日。以下この編において「除権決定」という。) をしなければならない。

2 裁判所は、権利の届出の終期までに適合法的な権利の届出があつた場合であつて、適合法的な権利を争う旨の申述がないときは、第百四条第一項の規定により審理終結日が定められた場合にあつては、審理終結日。以下この章において「除権決定」という。) をして、除権決定をしなければならない。

3 判決をしなければならない。

2 裁判所は、権利の届出の終期までに適合法的な権利を争う旨の申述があつた場合であつて、適合法的な権利を争う旨の申述がないときは、第百四条第一項の規定により審理終結日が定められた場合にあつては、審理終結日。以下この章において「除権決定」という。) をして、除権決定をしなければならない。

4 裁判所は、権利の届出の終期までに適合法的な権利を争う旨の申述があつた場合であつて、適合法的な権利を争う旨の申述がないときは、第百四条第一項の規定により審理終結日が定められた場合にあつては、審理終結日。以下この章において「除権決定」という。) をして、除権決定をしなければならない。

5 除権決定に対しても、除権決定をしなければならない。

6 制限決定又は留保決定に対しても、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

(除権決定等の公告)

第一百七条 除権決定、制限決定及び留保決定は、官報に掲載して公告しなければならない。

(除権決定の取消しの申立て)

2 次に掲げる事由がある場合には、除権決定の取消しの申立てをすることができる場合に該当しないこと。

3 第百二条第一項の規定による公示催告についての公告をせず、又は法律に定める方法によつての公告をしなかつたこと。

4 法令において公示催告の申立てをすることができる場合に該当しないこと。

5 第百二条第一項の規定による公示催告についての公告をせず、又は法律に定める方法によつての公告をしなかつたこと。

6 判決の取消しの申立てをすることができる場合に該当しないこと。

7 前項の即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

(除権決定等の公告)

第一百八条 次に掲げる事由がある場合には、除権決定の取消しの申立てをすることができる。

1 法令において公示催告の申立てをすることができる場合に該当しないこと。

2 第百二条第一項の規定による公示催告についての公告をせず、又は法律に定める方法によつての公告をしなかつたこと。

3 第百二条第一項の規定による公示催告についての公告をせず、又は法律に定める方法によつての公告をしなかつたこと。

4 法令において公示催告の申立てをすることができる場合に該当しないこと。

5 第百二条第一項の規定による公示催告についての公告をせず、又は法律に定める方法によつての公告をしなかつたこと。

6 判決の取消しの申立てをすることができる場合に該当しないこと。

7 前項の即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

(除権決定等の公告)

第一百九条 前条の規定による除権決定の取消しの申立てに係る事件は、当該除権決定をした裁判所の管轄に属する。

(管轄裁判所)

- 当該異議の申立てが過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。
- 3 前項の異議の申立ては、次項の裁判があるまで、取り下げることができる。この場合において、当該異議の申立ては、遡ってその効力を失う。
- 4 適法な異議の申立てがあつたときは、裁判所は、当事者の陳述を聴いて、更に過料についての裁判をしなければならない。
- 5 前項の規定によつてすべき裁判が第一項の裁判と符合するときは、裁判所は、同項の裁判を認可しなければならない。ただし、同項の裁判の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。
- 6 前項の規定により第一項の裁判を認可する場合を除き、第四項の規定によつてすべき裁判においては、第一項の裁判を取り消さなければならぬ。
- 7 第百二十条第五項の規定は、第一項の規定により過料の裁判に対して当事者から第二項の異議の申立てがあつた場合において、前項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料についての裁判をしたときについて準用する。
- 8 前条第四項の規定は、第一項の規定による過料の裁判の執行があつた後に当該裁判に対して第二項の異議の申立てがあつた場合において、第六項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

附 則

（平成二十九年六月二日法律第四五号）

- この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、当事者の陳述を聴いて、更に過料についての裁判を認可しなければならない。
- 2 この法律の規定は、この法律の施行後に申し立てられた非訟事件及び職権で手続が開始された非訟事件の手続について適用する。（経過措置）

附 則

- （施行期日）抄
- 第一条** この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、（施行期日）
- 当該各号に定める日から施行する。
- 第二条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、（施行期日）
- 当該各号に定める日から施行する。
- 第三条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令等への委任）
- 一 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、（施行期日）
- 当該各号に定める日から施行する。
- 二 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 三 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 四 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 五 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 六 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 七 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 八 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。

- （施行期日）抄
- 第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、（施行期日）
- 当該各号に定める日から施行する。
- 第二条** この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、（施行期日）
- 当該各号に定める日から施行する。
- 第三条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令等への委任）
- 一 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 二 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 三 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 四 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 五 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 六 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 七 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 八 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。

- （施行期日）
- 第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、（施行期日）
- 当該各号に定める日から施行する。
- 第二条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、（施行期日）
- 当該各号に定める日から施行する。
- 第三条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令等への委任）
- 一 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 二 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 三 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 四 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 五 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 六 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 七 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。
- 八 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日より、当該各号に定める日から施行する。

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十一条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

号)

この法律は公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

第三章の規定及び第三回第一回等の規

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正

規定 同法第一十五条の改正規定 同法第二十

〔の謄本〕の下に「又は電磁的記録に記録され

て いる事項の全部を記録した電磁的記録】を加える部分を除く、同法第十一条第一項第三

ある部分を除く) 同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号

の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定

定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び

の改正規定、同法第百九十三条第一項の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二

条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び

第三十七條の規定 第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第一項の改正規定、第四十五条の規定

(民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項)故王親室之余(一)、第四一七条(扶道氏当

項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道担当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第

三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規

定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律
第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八

第二条の改正規定 第九一一条の規定 第百一十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の

百二条中会社更生法第百十条第三項の改正規定
（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十九条まで」に改める部分に限る。）及び同法第百五十五条の次に一条を加える改正規定、第二百六十六条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十一條の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第三百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第三項の改正規定（第二百八十五条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条第一項の規定、同法第三百四十二条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定及び同法第六十条第一項の改正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十一条第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第五項の改正規定、第三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三百四十二条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「、第八十七条の二」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日